

「平成 24 年度自然環境再生指針（仮称）策定事業」に係る
委託業務企画提案コンペ実施要領

1. 事業の概要等

(1) 事業名

「平成 24 年度自然環境再生指針（仮称）策定事業」（以下「本事業」という。）

(2) 企画提案コンペの趣旨

沖縄振興特別措置法（平成 14 年 3 月 31 日法律第 14 号）第 84 条の 3 及び「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」（平成 24 年 5 月）においては、自然環境の保全及び再生が謳われていることから、自然環境がもつ防災機能も考慮しながら、当該施策を推進していく必要がある。

そこで、当該施策を着実かつ戦略的に実施するにあたって基本的な方針となる「自然環境再生指針（仮称）」（以下「再生指針」という。）の策定に向け、自然環境の変遷等の実態把握調査及び検討を行い、沖縄らしい自然環境の具体像（素案）及び再生指針の骨子（案）を策定することを目的として、標記委託事業について企画提案を公募する。

(3) 委託する業務内容

別添「平成 24 年度自然環境再生指針（仮称）策定事業委託仕様書」のとおり。

(4) 業務委託の期間

契約締結の日から平成 25 年 3 月 29 日まで

(5) 予算額

委託料 39,837 千円以内（消費税含む）

2. 参加資格

次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定を準用し、一般競争入札参加資格を欠く者でないこと。
- (2) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者。
- (3) 本実施要領や別紙仕様書等に記載された趣旨をすべて了解する者。
- (4) 沖縄県の入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (5) 沖縄県の自然環境を十分に把握している必要があることから、沖縄県内に本店を設置する者。
- (6) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とするが、この場合の要件は、「平成 24 年度自

然環境再生指針(仮称)策定事業に係る共同企業体設置要領」に定める他、次のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 代表する事業者は、沖縄県内に本店を設置していること。

ウ 共同企業体を構成する全ての事業者は、(1)、(2)、(3)及び(4)の要件を満たしており、沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置していること。

(7) 県税の納付義務を有する事業者においては、県税に未納がないこと。

(注)；地方自治法施行令(昭和22年法律第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

3. 委託企業を決定するまでのスケジュール

(1) 事業説明会

○日時：平成24年7月13日(金) 14時00分～16時00分

○場所：沖縄県南部合同庁舎3階第5会議室

ア 説明会参加申込み

・ 申込み期限 平成24年7月12日(木)12時

※ 本説明会へ参加しないことで応募参加資格の要件を失う事はない。

・ 説明会参加申込書【様式1】

・ 申込み方法 電子メール又はFAX

イ 質問事項

・ 質問期限 平成24年7月19日(木)17時(必着)

・ 質問書【様式4】

・ 質問方法 事業担当者あて電子メール又はFAXによること

・ 回答方法 沖縄県環境生活部環境政策課ホームページにて回答を掲載
掲載予定日：平成24年7月24日(火)

(2) 企画提案書等の提出

○提出期限：平成24年8月3日(金)17時(必着)

○提出場所：沖縄県環境生活部環境政策課(県庁4階)

○提出書類等：

次の書類を提出。イのみ8部(1部は原本、残り7部は原本のコピー)、その他は1部ずつ提出すること。

ア 企画提案応募申請書

イ 企画提案書

※ 企画提案書の内容は、別添「委託仕様書」及び以下①から⑥の項目を参照してください。

※ 企画提案書はA4版を基本とし、縦・横どちらでも可とします。

※ 企画提案書のうち、原本を除いた7部には社名を記載しないでください。

①事業の進行管理、推進体制

②自然環境等に関する調査

- ・ 調査範囲、調査手法及び調査項目等を具体的に提案すること。

③沖縄らしい自然環境の具体像(素案)の策定

- ・ とりまとめの方向性(想定される項目の列挙等)を提案すること。

④再生指針の骨子(案)の策定

- ・ とりまとめの方向性(想定される項目の列挙等)を提案すること。

⑤検討会の設置・運営

- ・ 検討委員の構成メンバー、協議内容及び開催頻度等を具体的に提案すること。

⑥独自提案事項等

- ・ その他業務の実施にあたって独自の提案等があれば記載すること。

ウ 積算書

エ 法人概要(会社概要)・・・・・・・・・・【様式2】

- ①定款(又は寄付行為)、②収支決算書(直近1年間)を添付

オ 業務実績書・・・・・・・・・・【様式3】

カ 誓約書・・・・・・・・・・【様式5】

キ 共同企業体として応募する場合には、「平成24年度自然環境再生指針(仮称)策定事業に係る共同企業体設置要領」に基づく次の書類

- ①再生指針策定事業共同企業体入札参加資格審査申請書
②協定書

(3) 第1次審査(形式審査)

○審査結果通知日時：平成24年8月9日(木) (予定)

- ・ 県において、書類による第1次審査を行い、審査結果を通知する。選定された企業に対しては、プレゼンテーションの時間を通知し、選定されなかった業者に対しては、理由を付して結果を通知するものとする。なお、通知は電子メールで行い、追って書面で通知する。
- ・ 選定された企業名は公表しない。
- ・ 参加企業や外部からの問い合わせ、及び審査経緯や結果等に関する異議の申し立ては受け付けない。
- ・ 提出期限内に必要な書類の提出が全て揃わない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 第2次審査(内容審査)

○プレゼンテーション実施日時：平成24年8月14日(火) (予定)

○場所：沖縄県庁4階第2会議室(予定)

- ・ 第2次審査にあたっては、企画提案書の内容について提案者からプレゼンテーションを行う。
- ・ 日程等は変更する可能性がある。第1次審査結果発表後に、選定企業に対して詳細(期日、時間配分、プレゼン方法等)は電子メールで連絡するものとする。
- ・ プレゼンの順番については、企画提案書等を受付けた順とする。
- ・ 指定された時間を10分以上超過しても審査会場へ来ない場合は、特段の事情がある場合を除き、辞退したものとみなす。

【第2次審査に係る留意事項】

- ア プレゼンテーションにおいては、審査委員が容易に理解できるよう、説明は手短かで簡潔にすること。なお、DVDやPCなどの電子機器及びプロジェクターを使用する場合は、プレゼンテーション実施日時の前日までに連絡すること。
- イ プレゼンテーションの時間帯については、第1次審査の結果確定後、改めて選定企業各社へ連絡するものとする（現時点では20分程度のプレゼン時間を想定）。
- ウ プレゼンテーションに際しては、期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び追加資料は一切受け付けない（ただし、プレゼンの場において、プロジェクターや手持ちボード等を使って補足説明することは可とする）。
- エ 委託企業の選定は、提案書の内容や経費等を県が設置する審査委員会（第2次審査）において審査し、最も優れた提案者を1社のみ決定する。
- オ 審査過程や参加企業の提出書類は公開しない。また、選定結果についての質問や異議申し立て等は受け付けない。

(5) 選定結果決定通知

- 選定結果通知日時：平成24年8月15日（木）※13時以降（予定）
- ※選定結果は県より電子メールで通知し、追って書面にて通知する。

4. 審査基準

審査委員会（第2次審査）においては、以下の審査基準に従い委託企業を審査する。

- ①事業の趣旨、目的との適合性
- ②事業計画の具体性及び妥当性
- ③事業の実施体制
- ④事業成果の発展性
- ⑤事業内容の効率性、経済性
- ⑥独自提案事項等の具体性、妥当性、実効性、創造性

5. 審査過程における全体的な留意事項

- (1) 本企画提案コンペに係る提案書作成や企画調整及び移動等に要する経費については、すべて参加者の自己負担とする。
- (2) 提出された各書類については返却しない。なお、本事業に係る提案書類及び内容等については、県環境政策課（本コンペ関係者のみ）及び審査委員以外に一切公開しないものとする。
- (3) 委託企業選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。また、委託企業の決定後、速やかに契約に係る事務調整を行うが、具体的な業務調整を行う中で、企画プレゼンテーション等の内容と実際の業務計画の詳細が著しく乖離しているものと県が判断した場合は、契約前に当該企業を失格とする。

とし、審査会において次点であった企業に業務委託先を変更する場合がある。

6. 委託企業決定後の業務遂行にあたって

- (1) 採用された企画内容等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により変更することがある。
- (2) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。
- (3) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (4) 本事業は、次年度以降も継続を予定しており、以下のスケジュールにて実施することとしていることから、事業の遂行等にあたっては、当該スケジュールを踏まえること。ただし、本事業は、国の予算措置を前提としており、事業が継続されることを保証するものではない。

ア 平成 25 年度

平成 24 年度の調査結果を踏まえ、自然環境の変遷や自然環境のもつ防災機能及び二酸化炭素吸収能力等を中心に、引き続き再生指針の策定に関して必要な調査を実施する。また、当該調査結果を踏まえ、保全・再生の目標となる沖縄らしい自然環境の具体像（案）を策定する。

イ 平成 26 年度

平成 25 年度までの調査結果を踏まえ、自然環境再生事業で用いる工法及び資材や再生事業の効果の検証方法を中心に、引き続き再生指針の策定に関して必要な調査を実施するほか、再生事業を実施する箇所の検討を行う。また、当該調査結果を踏まえ、再生指針（案）を策定する。

7. 問い合わせ先（県）

- ・ 住 所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（沖縄県庁 4 階）
- ・ 部課名：沖縄県環境生活部環境政策課
- ・ 担当者：新城（しんじょう）
- ・ 電 話：098-866-2183 FAX：098-866-2308
- ・ e-mail：aa025003@pref.okinawa.lg.jp
- ・ 時間：月曜～金曜（祝祭日を除く） 8:30～17:15